

道路標識の説明

標識の意味を良く読んで覚えましょう。

 <p>横断歩道 横断歩道です。</p> <p>必ず、横断歩道を利用しましょう。左右の安全を確かめて渡りましょう。</p>	 <p>学校、幼稚園、保育所などあり 学校、幼稚園、保育所等があります。</p> <p>児童、幼児が小学校、幼稚園、保育所等に通うため通行する道路ですので注意しましょう。</p>	 <p>自転車横断帯 自転車が横断する場所です。</p> <p>自転車を利用する時はここを横断しましょう。</p>
 <p>指定方向外通行禁止 表示板の矢印の示す方向以外の方向へ車両を進行させることはできません</p> <p>標識をよくみて運転してください。</p>	 <p>転回禁止 車両は転回することはできません。</p> <p>転回できないので、転回のできる場所で転回するか他の方法により反対方向に進行してください。</p>	 <p>徐行 車両、路面電車は徐行しなければなりません。</p> <p>直ちに停止することができる速度まで速度をおとして安全を確認してください。</p>
 <p>自転車以外の軽車両は通行止め 自転車以外の軽車両は通行できません。</p> <p>自転車以外の軽車両は通行することができないので、注意が必要です。</p>	 <p>一方通行 矢印の方向に通行しなければなりません</p> <p>反対方向に通行しないよう注意が必要です。</p>	 <p>一時停止 一時停止をしなければなりません。</p> <p>必ず、止まり左右の安全を確認しましょう。</p>
 <p>十字路交差点あり 十字形道路の交差点があります。</p> <p>十字形道路の交差点があるので、注意しましょう。</p>	 <p>動物が飛び出す恐れあり 動物が飛び出すおそれがあります。</p> <p>動物が飛び出すおそれがあるので、注意しましょう。</p>	 <p>車両組合わせ通行止め 二輪の自動車及び原動機付自転車は、通行できません。</p> <p>他の道路を利用しましょう。</p>
 <p>道路工事中 道路工事中又は作業中です。</p> <p>危険があるので、他の道路を利用しましょう。</p>	 <p>歩行者横断禁止 歩行者の横断は、できません。</p> <p>歩行者の横断ができない道路です。横断歩道、歩道橋を利用しましょう。</p>	 <p>信号機あり 信号機があります。</p> <p>信号機があるので、道路交通上注意しましょう。</p>
 <p>安全地帯 路面電車に乗降する人や横断している歩行者の安全を図るための施設または道路の部分</p> <p>路面電車等を利用する場合は、ここを利用して安全を確認しましょう。</p>	 <p>車両通行止め 車両は通行できません。</p> <p>車両は通行できないので、他の道路を利用しましょう。</p>	 <p>駐車可 駐車することができます。</p> <p>駐車方法等を守りましょう。</p>
 <p>並進可 自転車は2台並んで走れます。(3台以上並んで通行することはできません。)</p> <p>自転車が並んで走ってもよいところですが、交通マナーを守りましょう。</p>	 <p>自転車通行止め 自転車は通行できません。</p> <p>自転車は、通行できないので、他の道路を利用しましょう。</p>	 <p>通行止め 歩行者、車両等は通行できません。</p> <p>歩行者、車両等は、この標識のあるところは、通行できないので、他の道路を利用しましょう。</p>
 <p>歩行者の通行止め 歩行者は通行できません。</p> <p>歩行者は、通行できないので、他の道路を利用しましょう。</p>	 <p>自転車専用 自転車道路です。</p> <p>自転車道路ですので、自転車を利用する方はこの道路を通行しましょう。</p>	 <p>踏切あり 踏切があります。</p> <p>踏切があるので、道路交通上注意しましょう。</p>